平成２４年（フ）第３９４２号
大阪市北区堂島１丁目６番20号
破産者　株式会社エンパイヤ
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７９４号
大阪市西区新町１丁目２番13号
破産者　株式会社アイコミュニティ
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３６５号
大阪市生野区巽西４丁目５番65号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝浦１丁目12番３号　ダヴィンチ芝浦1009号
破産者　有限会社フォーエス
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４２０号
大阪市生野区勝山北４丁目１番10号
破産者　有限会社ウレルマーム
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８４号
大阪府大阪狭山市山本中334番地の１
破産者　有限会社英建
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０５１号
堺市北区百舌鳥梅町３丁15番地の９
破産者　株式会社山本縫工所
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０８３号
堺市西区上野芝向ヶ丘町四丁７番９号
破産者　有限会社イワオ電気
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５００号
静岡県熱海市伊豆山字七尾原1173番175
破産者　医療法人社団翔健会
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００９号
東京都東村山市久米川町２丁目29番地４クレール・はけの原305
破産者　岡　　和子
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０６２号
東京都立川市栄町３丁目２番１号
破産者　有限会社タケコーポレーション
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０６３号
東京都立川市曙町３丁目27番８号リバティハイツ１－Ｃ号
破産者　竹下　俊夫
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０７９号
東京都府中市八幡町１丁目８番地の７イニシア府中1302
破産者　高岡　篤志
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３８７号
横浜市鶴見区岸谷２丁目21番18号
破産者　株式会社ドーワ
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４８号
横浜市青葉区市ケ尾町1155番地３
破産者　有限会社大島興業
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９６０号
横浜市戸塚区東俣野町57番地７
破産者　有限会社神田橋設備
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２８１号
横浜市旭区東希望が丘67番地13
破産者　株式会社秀設計
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４１号
岐阜市上加納山4715番地33　ハイツ上加納７Ｆ６号室、開始決定時の住所岐阜市芋島２丁目２番40号
破産者　河田　悠治
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３３３号
岐阜市橋本町３丁目１番地、商業登記簿上の本店所在地岐阜市岩崎２丁目16番２号
破産者　マサムラ企画有限会社
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３３４号
岐阜市上土居688番地７
破産者　正村　征宜
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５０号
愛媛県西予市明浜町田之浜甲1164番地
破産者　有限会社大濱水産
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第６６６号
北九州市八幡西区大浦３丁目13番４号
破産者　株式会社大幸建設工業
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４５号
熊本県玉名市玉名3245番地
破産者　東町　和也
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部